

令和3年4月13日
安芸高田市

市外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする
場合の取扱いの緩和について（お知らせ）

市の発注する工事において、市外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書及び主要資材購入先名簿の提出を求めているところですが、災害に関連する工事以外についても、市外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については、理由書の提出を求めないこととします。

（記）

1.適用年月日 令和3年4月14日以降に指名通知・公告する建設工事から適用